

森林環境譲与税の使途

令和元年度の税制改正において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）が創設されました。森林環境税は国民一人一人が負担を分かち合い、支える仕組みとすることから、個人住民税と併せて賦課徴収を行い、各自治体へ森林環境譲与税として交付されます。

- ・一人あたり年額1,000円
- ・個人住民税と併せて賦課徴収（令和6年度から開始）

※令和5年度までの譲与財源は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

◆令和元年度決算における森林環境譲与税の交付決算額 34百万円

○世田谷区における森林環境譲与税の使途

（単位：百万円）

事業	令和元年度 決算額	特定財源	一般財源
川場移動教室事業	41	0	41
健康村里山自然学校事業等	5	0	5
公共施設における木材活用	12	0	12
合 計	58	0	58